

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

○県職員宿舍規則の一部を改正する規則	（職員厚生課）	一
○有害図書類の指定	（共同参画社会推進課）	一
○認証食品の認証	（食産業振興課）	二
○農地法による買収	（農業振興課）	二
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（四件）	（同）	三
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（同）	三
○土地改良区役員就任及び退任の届出	（北部地方振興事務所）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	（危機対策課）	四
○都市計画に関する公聴会の開催（二件）	（都市計画課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（契約課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）		九
○定期監査等の結果の公表		一一

## 規 則

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十四日

### ○宮城県規則第七十七号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則（昭和四十九年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「及び千葉県松戸市」を削り、「第三号」を「第四号」に改め、「一平方メートル当たり」を削り、同項第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、「一平方メートル当たり」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 千葉県松戸市の区域に所在する住宅 四百三十九戸

第十四条第二項第一号中「及び千葉県松戸市」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に千葉県松戸市の区域に所在する五階建て以下の有料宿舍に入居している職員の当該有料宿舍の貸付料については、改正後の県職員宿舍規則第十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

○宮城県告示第八百六十一号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年九月二十四日

### 一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	恋愛白書バステル 10月号 19625・10	（株）宙出版
二	同	恋愛レボリユーション Vol. 21 19626・10	（株）宙出版
三	同	恋愛パラダイス 10月号 09675・10	（株）竹書房

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四	同	無敵恋愛エスガール 10月号 08577・10	(株)ぶんか社
五	同	上級恋愛ミント 10月号 04593・10	(株)近代映画社
六	同	チャンピオンREDいちご VOL. 15 16128・9	(株)秋田書店
七	同	恋愛ぱれっと 08406・10	(株)Bmfマガジン
八	同	メンズエッグユース Vol. 10 18642・10	(株)大洋図書
九	同	ブブカ 10月号 17885・10	(株)コアマガジン
十	同	ZENKAIエンタメ! VOL. 7 14004・09	KKベストセラーズ
十一	同	劇画マツドマックス 10月号 03369・10	(株)コアマガジン
十二	同	黙示録X 第2号 17886・09	(株)コアマガジン
十三	同	別冊裏モノ JAPAN Vol. 1 01806・9	(株)鉄人社
十四	書籍	性犯罪業カタログ 4887188196	(株)データハウス

二 指定理由

図書類の内容が、一から十一までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十二の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び甚だしく残忍性を有し、十三の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、及び著しく犯罪を誘発し、十四の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百六十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十一年九月二十四日

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四百六十 (しそ巻き みそ)	内藤 千鶴子	ないつファーム	遠田郡美里町北浦字浅野栄治 前九一
----------------------	--------	---------	----------------------

二 認証年月日

平成二十一年九月十日

○宮城県告示第八百六十三号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十四条第一項の規定により次の土地を国が買収する予定であるので、同法第四十八条第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月二十四日

一 土地の区域

所 在	地 目	面 積
仙台市青葉区芋沢字座当六番四	山林	一、一九〇㎡

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 買収することが適当である理由

自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することが相当と認められるため

三 土地の利用予定の概要

種 別	面 積
農地として利用すべき土地	一、一九〇㎡

○宮城県告示第八百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年九月二十四日

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市湊字町裏山三の二

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百六十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 北高森東地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所所在地

東松島市牛網字駅前二丁目一番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年一月十八日

四 変更の内容

賦課金

（変更前）賦課金は、予算の定めるところにより、第45条の規定により定められた従前の毛地の

評価額又は第46条の規定により定められた従前の宅地の所有権の権利価額及び所有権以外の権利の権利価額に比例して賦課するものとする。

(変更後) 賦課金は、予算の定めるところにより、仮換地指定の変更(平成21年6月28日第22回総会承認)における換地指数を基に賦課するものとする。

(変更前) 事業の施行のため必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、第47条及び第48条の規定による宅地の地積又は第49条の規定による宅地について存する所有権以外の地積に比例して、費用の一部を仮に賦課徴収することができる。

(変更後) 前項の規定による賦課金の額及び賦課金徴収の方法は、総会の議決に基づき定める。

(変更前) 前2項の規定による賦課金の額及び賦課金徴収の方法は、総会の議決に基づき定める。

(変更後) 削除

過怠金及び督促手数料

(変更前) 郵便法第21条第2項に規定する定型郵便物

(変更後) 郵便法第20条第1項に規定する第1種郵便物の定形郵便物

五 変更認可の年月日

平成二十一年九月十六日

○宮城県告示第八百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、志田郡桑折江土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年九月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年九月七日	加藤 康記	大崎市三本木上伊場野字熊野堂二十五番地	監事
平成二十一年九月七日	入野田 勇吉	大崎市松山下伊場野字志引二十一番地	監事
平成二十一年九月七日	小只 宗一郎	大崎市松山金谷字亀井九十三番地一	監事

二 退任した者

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県総合防災情報システム改修業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 委託期間 契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
  - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年九月六日	佐々木 淳	大崎市松山須磨屋字外川原下二十五番地	監事
平成二十一年九月六日	加藤 康記	大崎市三本木上伊場野字熊野堂二十五番地	監事
平成二十一年九月六日	入野田 勇吉	大崎市松山下伊場野字志引二十一番地	監事

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 平成十六年度以降に、国又は都道府県が発注する総合的な情報システムのソフトウェアの開発又は改修の業務を元請けとして履行した実績を有していること。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年十月二十一日（水）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部危機対策課防災対策班（担当 市川 孝幸 電話〇二二・二二一・二三三五）

2 入札説明書の交付期限  
平成二十一年十月二十六日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所  
(一) 日時 平成二十一年十一月二日（月）午後五時まで  
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年十一月四日（水）午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎五階危機管理センター

五 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零一条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item (s) / Service (s) Required : Upgrading of the Miyagi integrated disaster prevention online system (1 set)

2 Duration of Contract : From the contract signing date until March 31, 2010

3 Place of Delivery : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai and other locations

4 Deadline to Submit Bid : November 2, 2009, 5 : 00 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : November 4, 2009, 11 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government Office Building, 5th Floor, Crisis Management Center

6 Contact Person : Takayuki Ichikawa, Disaster Prevention Section, Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2375

○都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年九月二十四日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
平成二十一年十月十四日(水)午後七時から	仙台市青葉区上杉一丁目五番十三号 仙台市役所上杉分庁舎

二 件名

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村若しくは東松島市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十一年十月七日(水)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定されなかったときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を変更し、松島観光都市計画区域のうち、松島町部分を仙塩広域都市計画区域に編入する。

2 仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 3 仙塩広域都市計画区域区分を次のとおり変更する。
- (一) 十四地区約百三十一ヘクタールを新たに市街化区域に編入する。
  - (二) 四地区約二百九十九ヘクタールを市街化区域から市街化調整区域に変更する。
- 六 その他
- この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）に行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十一年十月十五日（木）午後七時から	石巻市南浜町一丁目七番二十号 石巻文化センター

二 件名

石巻広域都市計画、松島観光都市計画、雄勝都市計画及び牡鹿都市計画の変更（素案）について  
 三 公述申出者の資格  
 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下、「公述申出者」という。）

は、石巻市、東松島市、女川町若しくは松島町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下、「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十一年十月八日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵

送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に係らないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

- 1 石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を変更し、松島観光都市計画区域のうち、東松島市旧鳴瀬町部分を石巻広域都市計画区域に編入する。
- 2 石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - 3 雄勝都市計画区域及び同区域の整備、開発及び保全の方針を廃止する。
  - 4 牡鹿都市計画区域及び同区域の整備、開発及び保全の方針を廃止する。
  - 5 石巻広域都市計画区域区分を次のとおり変更する。
- 二地区約十ヘクタールを新たに市街化区域に編入する。

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）に行うこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

<p>1 購入物品及び数量 表面粗さ・形状測定機 一式</p> <p>2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 納入期限 平成二十二年三月五日(金)</p> <p>4 納入場所 宮城県産業技術総合センター</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p> <p>5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p> <p>6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。</p> <p>なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p> <p>(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員</p>	<p>による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。</p> <p>9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三五)へ平成二十一年十月十六日(金)午後五時までに提出すること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>宮城県出納局契約課物品班(担当 菅原 修 電話〇二二・二一一・三三三三)</p> <p>2 入札説明書の交付期限</p> <p>平成二十一年十月二十二日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十月十九日(月)まで1あて申し出ることに。</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十月二十二日</p>
---	--



(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

六 概要  
Summary  
1 Nature and Quantity of the Item(s) to be Procured : Surface Texture and Contour Measuring Instrument (1 set)  
2 Deadline for Delivery : Friday, March 5, 2010  
3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government  
4 Deadline for Bid : Thursday, November 5, 2009, 5 : 00 p.m.  
5 Contact Person : Shu Sugawara, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3332  
6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

4 入札書の提出期限等  
(一) 日時 平成二十一年十一月五日(木)午後五時まで  
(二) 場所 2に同じ

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十一年九月二十四日  
宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までには到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

一 入札に付する事項  
1 調達物品及び数量 デジタルマンモグラフィシステム 一式  
2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

2 納入期限 平成二十二年三月十二日まで  
3 納入場所 宮城県立がんセンター(宮城県名取市愛島塩手字野田山四十七・一)

5 開札の日時及び場所  
平成二十一年十一月六日(金)午前十時 宮城県庁庁舎二階第一入札室

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者  
2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。  
2 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

五 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。  
4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二條による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七條及び第九十八條並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に關する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)第二條の規定による。

二 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

3 契約保証金 財務規則第百十三條及び第百十四條の規定による。

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

2 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二條による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 契約書作成の要否 要

5 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

9 詳細は、入札説明書による。

9 詳細は、入札説明書による。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）（第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年十月十六日午後五時までに申請すること。

四 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県病院局県立病院課予算経営班（担当 菊池 直実 電話〇二二・二二一・二六八三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年十月二十六日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十月二十三日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十月二十八日までに必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十一年十一月五日午後五時まで。ただし、郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十一年十一月六日午前十時 病院局会議室（宮城県庁行政舎十二階）

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び百四十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると病院事業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Purchased : Digital Mammography system (1 set)

- 2 Deadline for Delivery: March 12, 2010
- 3 Place of Delivery: Miyagi Cancer Center
- 4 Deadline for Bid: November 5, 2009
- 5 Contact Person: Naomi Kikuchi, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL: 022-211-2683

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年九月二十四日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

一 入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 MRI撮影システム 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十二年三月十二日まで
  - 4 納入場所 宮城県立がんセンター（宮城県名取市愛島塩手字野田山四十七・一）
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
- 2 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年十月十六日午後五時までに申請すること。

四 入札書等の提出場所及び提出期限等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県病院局県立病院課予算経営班（担当 菊池 直実 電話〇二二・二二一・二六八三）

- 2 入札説明書の交付期限  
平成二十一年十月二十六日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十月二十三日まで1あて必着のこと。

- 3 一般競争入札参加資格審査申請書  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十月二十八日までに必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出期限 平成二十一年十一月五日午後五時まで。ただし、郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

### 監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成21年度第2四半期に実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成21年9月24日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
--------	-------

地方機関

○総務部

本庁

秘書課

人事課（行政管理室を含む）

行政経営推進課

職員厚生課

私学文書課（県政情報公開室、（旧）県立大学室を含む）

広報課

財政課

税務課

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

管財課（財産利用推進室を含む）

危機対策課

消防課（防災ヘリコプター管理事務所を含む）

○企画部

本庁

企画総務課

政策課（行政評価室を含む）

- 5 開札の日時及び場所  
平成二十一年十一月六日午前十時十分 病院局会議室（宮城県庁舎十二階）
- 五 入札に参加することができない者
  - 1 一に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者
  - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
  - 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
  - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額、以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると病院事業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
  - 7 契約書作成の要否 要
  - 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
  - 9 詳細は、入札説明書による。

#### 七 概 要

#### Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Purchased : Magnetic resonance imaging system (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 12, 2010
- 3 Place of Delivery : Miyagi Cancer Center
- 4 Deadline for Bid : November 5, 2009
- 5 Contact Person : Naomi Kikuchi, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL: 022-211-2683

<p>地域振興課                  総合交通対策課                  土地対策課                  統計課                  情報政策課（情報産業振興室を含む）                  情報システム課                  ○環境生活部                  本庁                  環境生活総務課                  環境政策課                  環境対策課（原子力安全対策室を含む）                  自然保護課                  食と暮らしの安全推進課                  資源循環推進課                  廃棄物対策課（竹の内産廃処分場対策室を含む）                  消費生活文化課（（旧）生活・文化課）                  共同参画社会推進課（（旧）男女共同参画推進課（旧）NPO活動促進室）                  共同参画社会推進課（（旧）青少年課）                  地方機関                  消費生活文化課（（旧）消費生活センター）                  ○保健福祉部                  本庁                  保健福祉総務課                  社会福祉課                  医療整備課                  長寿社会政策課（介護保険室を含む）                  健康推進課（疾病・感染症対策室を含む）                  子ども家庭課（子育て支援室を含む）                  障害福祉課                  薬務課                  国保医療課</p>	<p>7月24日                  7月16日                  7月23日                  7月16日                  7月16日                  7月16日                  8月4日                  7月9日                  8月4日                  7月22日                  7月28日                  7月16日                  7月16日                  7月28日                  7月9日                  7月9日                  7月28日                  7月28日                  8月5日                  7月28日                  7月28日                  8月4日                  7月23日                  8月5日                  8月5日                  7月14日                  7月14日</p>
<p>地方機関                  北部児童相談所                  ○経済商工観光部                  本庁                  経済商工観光総務課（富県宮城推進室を含む）                  新産業振興課                  産業立地推進課（仙台北部工業団地整備室を含む）                  商工経営支援課                  産業人材対策課・雇用対策課（（旧）産業人材・雇用対策課）                  観光課                  国際政策課                  国際経済課                  ○農林水産部                  本庁                  農林水産総務課（農林水産政策室を含む）                  農林水産経営支援課                  食産業振興課                  農業振興課                  農産園芸環境課                  畜産課                  農村振興課                  農村整備課                  林業振興課                  森林整備課                  水産業振興課                  （宮城海区漁業調整委員会事務局，内水面漁場管理委員会事務局を含む）                  水産業基盤整備課                  ○土木部                  本庁                  土木総務課                  事業管理課</p>	<p>7月8日                  7月30日                  7月23日                  7月23日                  7月30日                  7月23日                  7月23日                  7月23日                  7月14日                  7月14日                  8月4日                  7月28日                  7月24日                  7月30日                  7月30日                  7月30日                  7月28日                  7月24日                  7月30日                  7月28日                  7月24日                  7月30日                  7月28日                  7月28日                  8月5日                  7月15日</p>

<p>用地課（収用委員会事務局を含む）</p> <p>道路課</p> <p>河川課</p> <p>防災砂防課</p> <p>港湾課</p> <p>空港臨空地域課</p> <p>都市計画課</p> <p>下水道課</p> <p>建築宅地課（建築安全推進室を含む）</p> <p>住宅課</p> <p>営繕課</p> <p>設備課</p> <p>○出納局</p> <p>本庁</p> <p>会計課</p> <p>契約課</p> <p>検査課</p> <p>○議会事務局</p> <p>○教育庁</p> <p>本庁</p> <p>総務課（教育企画室を含む）</p> <p>福利課</p> <p>教職員課</p> <p>義務教育課（特別支援教育室を含む）</p> <p>高校教育課</p> <p>施設整備課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生涯学習課</p> <p>文化財保護課</p> <p>地方機関</p> <p>石巻高等学校</p>	<p>7月15日</p> <p>7月30日</p> <p>7月29日</p> <p>7月29日</p> <p>7月29日</p> <p>7月22日</p> <p>8月5日</p> <p>7月29日</p> <p>7月22日</p> <p>7月30日</p> <p>7月15日</p> <p>7月24日</p> <p>7月15日</p> <p>7月16日</p> <p>8月5日</p> <p>8月4日</p> <p>7月23日</p> <p>7月14日</p> <p>7月14日</p> <p>8月5日</p> <p>8月4日</p> <p>7月24日</p> <p>7月24日</p> <p>7月24日</p> <p>7月9日</p>	<p>飯野川高等学校</p> <p>一迫商業高等学校</p> <p>○警察本部</p> <p>○人事委員会事務局</p> <p>○監査委員事務局</p> <p>○労働委員会事務局</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成20年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。</p> <p>(1) 税務課</p> <p>県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,170,285,636円</p> <p>過年度分 4,997,142,850円</p> <p>合 計 8,167,428,485円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,180,824,481円</p> <p>過年度分 4,320,586,113円</p> <p>合 計 7,501,410,594円</p> <p>(2) 総合交通対策課</p> <p>離島航路事業経営安定化資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 18,192,370円</p>	<p>7月9日</p> <p>7月8日</p> <p>8月19日, 20日</p> <p>7月16日</p> <p>8月5日</p> <p>7月22日</p>
---	--	---	---

<p>合 計 18,192,370円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,892,370円</p> <p>過年度分 15,300,000円</p> <p>合 計 18,192,370円</p> <p>(3) 廃棄物対策課</p> <p>特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあり、引き続き適切な債権管理を図らねばならない。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 67,309,098円</p> <p>過年度分 96,628,246円</p> <p>合 計 163,937,344円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 8,812,082円</p> <p>過年度分 87,816,164円</p> <p>合 計 96,628,246円</p> <p>(4) 医療整備課</p> <p>医学生修学資金等貸付金及び看護学生等修学資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。</p> <p>(内容)</p> <p>○医学生修学資金等貸付金</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 7,000,000円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 7,000,000円</p> <p>○看護学生等修学資金貸付金</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,021,477円</p> <p>過年度分 2,406,000円</p> <p>合 計 3,427,477円</p>	<p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 557,000円</p> <p>過年度分 2,755,000円</p> <p>合 計 3,312,000円</p> <p>(5) 子ども家庭課</p> <p>児童扶養手当給付費返還金において不納欠損処分する時期が遅延したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。</p> <p>(内容)</p> <p>・ 2年以上 1,756件 35,358,010円</p> <p>・ 1年以上 180件 12,788,680円</p> <p>・ 1年未満 51件 822,120円</p> <p>・ 合 計 1,987件 48,968,810円</p> <p>(6) 子ども家庭課</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られた。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,070,486円</p> <p>過年度分 50,129,691円</p> <p>合 計 66,200,177円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,402,078円</p> <p>過年度分 42,066,775円</p> <p>合 計 58,468,853円</p> <p>○児童保護費</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,398,594円</p> <p>過年度分 11,413,679円</p> <p>合 計 15,812,273円</p> <p>・ H19年度収入未済額</p>
--	---

<p>(7) 産業人材対策課・雇用対策課（（旧）産業人材・雇用対策課） 補助金等精算返還金に対する損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>（内容） ○認定職業訓練事業費補助金等精算返還金に対する損害賠償金 ・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>0円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>109,819,000円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>109,819,000円</td></tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>109,819,000円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>0円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>109,819,000円</td></tr> </table> <p>（役員 8 名への損害賠償額の合計で、実質的返還対象額は、15,398,000円である。）</p> <p>(8) 農林水産経営支援課 林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>（内容） ・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>295,000円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>10,016,000円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>10,311,000円</td></tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>295,000円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>9,756,000円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>10,051,000円</td></tr> </table> <p>(9) 都市計画課 土地区画整理組合貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適</p>	現年度分	0円	過年度分	109,819,000円	合 計	109,819,000円	現年度分	109,819,000円	過年度分	0円	合 計	109,819,000円	現年度分	295,000円	過年度分	10,016,000円	合 計	10,311,000円	現年度分	295,000円	過年度分	9,756,000円	合 計	10,051,000円	<p>切な債権管理を図られたい。</p> <p>（内容） ・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>35,651,541円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>2,120,547円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>37,772,088円</td></tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>0円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>43,269,447円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>43,269,447円</td></tr> </table> <p>(10) 住宅課 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>（内容） ○県営住宅使用料 ・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>82,055,142円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>149,508,863円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>231,564,005円</td></tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>58,020,060円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>146,032,581円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>204,052,641円</td></tr> </table> <p>○県営住宅駐車場使用料 ・ H20年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>6,814,500円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>6,596,980円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>13,411,480円</td></tr> </table> <p>・ H19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>5,175,500円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>5,854,108円</td></tr> </table>	現年度分	35,651,541円	過年度分	2,120,547円	合 計	37,772,088円	現年度分	0円	過年度分	43,269,447円	合 計	43,269,447円	現年度分	82,055,142円	過年度分	149,508,863円	合 計	231,564,005円	現年度分	58,020,060円	過年度分	146,032,581円	合 計	204,052,641円	現年度分	6,814,500円	過年度分	6,596,980円	合 計	13,411,480円	現年度分	5,175,500円	過年度分	5,854,108円
現年度分	0円																																																										
過年度分	109,819,000円																																																										
合 計	109,819,000円																																																										
現年度分	109,819,000円																																																										
過年度分	0円																																																										
合 計	109,819,000円																																																										
現年度分	295,000円																																																										
過年度分	10,016,000円																																																										
合 計	10,311,000円																																																										
現年度分	295,000円																																																										
過年度分	9,756,000円																																																										
合 計	10,051,000円																																																										
現年度分	35,651,541円																																																										
過年度分	2,120,547円																																																										
合 計	37,772,088円																																																										
現年度分	0円																																																										
過年度分	43,269,447円																																																										
合 計	43,269,447円																																																										
現年度分	82,055,142円																																																										
過年度分	149,508,863円																																																										
合 計	231,564,005円																																																										
現年度分	58,020,060円																																																										
過年度分	146,032,581円																																																										
合 計	204,052,641円																																																										
現年度分	6,814,500円																																																										
過年度分	6,596,980円																																																										
合 計	13,411,480円																																																										
現年度分	5,175,500円																																																										
過年度分	5,854,108円																																																										



合計 11,029,608円

(1) スポーツ健康課

補助金において、補助対象外経費に流用されていたことが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

財団法人宮城県体育協会に補助したスポーツ選手強化対策費補助金のうち、宮城県レスリング協会及び宮城県高等学校体育連盟へ交付した間接補助金について、東北工業大学高等学校が補助対象外経費(昼食代、補食代、消耗品購入代等)に充当していたもの。

・補助期間 平成15年度～19年度

・交付先 財団法人宮城県体育協会

・交付額 126,884,379円

・返還額 5,895,243円

(2) 警察本部

放置違反金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。

(内容)

○放置違反金

・H20年度収入未済額

現年度分 16,319,000円

過年度分 23,756,336円

合計 40,075,336円

・H19年度収入未済額

現年度分 26,395,000円

過年度分 11,576,336円

合計 37,973,226円

○損害賠償金

・H20年度収入未済額

現年度分 2,574,600円

過年度分 11,434,350円

合計 14,008,950円

・H19年度収入未済額

現年度分 571,200円  
 過年度分 10,983,150円  
 合計 11,554,350円